

都市計画法 第34条第8号の2 関係申請必要書類一覧

1 従前地について

(1) 図面、証明書等

- ・位置図
- ・公図の写し
- ・土地及び建物の全部事項証明書
- ・現況図(災害レッドゾーンの区域を記入)
- ・求積図
- ・平面図、立面図
- ・現況写真
- ・災害レッドゾーンの区域内にあることが分かる書類
- ・【申請者と従前建築物等の所有権を有する者が異なる場合】
従前建築物等の所有権を有する者の移転に関する同意書及び印鑑登録証明書
申請者と従前建築物等の所有者が交わした契約書等の写し
- ・所有権以外の権利を有する者の移転に関する同意書及び印鑑登録証明書
- ・都市計画法第29条、第42条又は第43条の規定に適合することを確認できる書類

(2) 移転計画書(開発許可制度運用指針別記様式第1)

(3) 除却に対する誓約書(任意様式)及び印鑑登録証明書

(4) 都市計画法に適合していることを確認できる書類

例:前願の許可書(建築確認通知書、適合証明書、開発又は建築許可通知書、既存宅地確認通知書等)

(5) その他許可権者が必要と認める書類

2 申請地について

(1) 災害レッドゾーンの区域外にあることが分かる書類

(2) 【災害イエローゾーンの区域内にある場合】

- ・災害イエローゾーンの区域内にあることが分かる書類
- ・安全上及び避難上支障がないように対策が講じられていることを示す図面等
例:新座市マイ・タイムラインのチェックリスト様式及びマイ・タイムライン様式等

(3) その他許可権者が必要と認める書類

※ 証明書類は申請時以前3か月以内のものがが必要です。

※ 1及び2の書類に加えて「都市計画法 第29条第1項 第35条の2 関係申請必要書類一覧」又は「都市計画法第43条第1項(建築行為等許可)申請必要書類一覧」の書類も必要となります。

3 従前建築物等の除却について

- (1) 従前建築物等除却完了報告書(正本1部)
 - (2) 委任状(申請手続等を代理者が行う場合)
 - (3) 図面、証明書等
 - ・位置図
 - ・公図の写し
 - ・土地及び建物の全部事項証明書(建物については滅失登記の記載があるもの)
 - ・現況写真
 - ・代替建築物等の開発・建築許可通知書の写し
 - (4) その他許可権者が必要と認める書類
- ※ 証明書類は申請時以前3か月以内のものがが必要です。